

公民館運営審議会 第1回定例会

議 事 録

日 時 2023年(令和5年)7月10日(月)
場 所 藤沢市役所本庁舎 8-1、8-2会議室

公民館運営審議会 第1回定例会 次第

日時：2023年（令和5年）7月10日（月）

午前10時～正午

場所：藤沢市役所本庁舎8-1・2会議室

1 委員委嘱

- ・あいさつ
- ・委員自己紹介
- ・正副委員長選出

2 議 題

(1) 公民館運営審議会の運営について【資料2】

(2) 本市の公民館の概要について【資料3】

(3) 令和5年度公民館自己評価票（令和4年度分）について【資料4】

(4) 関係審議会委員等の選出について

- ・社会教育委員
- ・図書館協議会

(5) 社会教育関係事務のあり方について【資料6】

3 その他

以 上

(委員長) 田中章 (副委員長) 三宅裕子

鈴木正文 大谷美津子 青木純子 鈴木勝久 森一廣 有賀眞弓 福田正三 佐藤正志
了戒純一 日下部和美 小路成明 河内幸恵 早野美波 大石笑子 小田部尚文

【事務局】

板垣部長 横田参事 浅上主幹 守屋課長補佐 佐久間上級主査

***** 午前10時00分 開会 *****

事務局 本日はお忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。
ただ今から公民館運営審議会第1回定例会を開催いたします。始めに委員委嘱になります
が、大変恐縮ではございますが、委嘱状をあらかじめ机上に置かせていただいておりますの
で、ご了承ください。委員の皆様、これから2年間よろしく願いいたします。
それではここで、板垣生涯学習部長よりご挨拶を申し上げます。

板垣生涯学習部長 本日は、暑い中またお忙しい中、公民館運営審議会にご出席いただくとともに、
委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。本市の公民館は、学習や文
化活動の場として、地域住民の方々が集う場として、年間延べ200万人を超える市民の
方々にご利用いただいております。また、昨年度は様々な制限のある中で500を超える事
業を実施するなど、市民の学習の場として文化活動の推進に努めているところです。

本日お集まりの皆様も、日頃よりそれぞれの地域で生涯学習活動の推進にご尽力いただ
いていることと思います。この公民館運営審議会については、各地区の方が一堂に会する貴重
な機会です。ぜひ、それぞれで行っている事業等の情報共有をしていただいて、自分たちの
地域に持ち帰っていただき、公民館での事業展開、事業活動推進に繋げていただければと思
います。そのように、よろしくお願いを申し上げまして、私の冒頭のご挨拶とさせていただ
ければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

事務局 ありがとうございます。部長は、この後別の公務がありますので、ご退席をさせてい
たきます。

《各委員・事務局自己紹介》

事務局 次に、委員長の選出を行いたいと思います。藤沢市公民館条例施行規則第2条によりまして、正副委員長各1名を委員の互選により決めることとなっております。委員の皆様から、ご意見、自薦・推薦等あれば伺いたいと思います。

鈴木（正）委員 鶴沼の田中委員は、前期でも委員長を務められており適任だと思います。

事務局 ありがとうございます。その他ご意見ないようですので、田中委員を委員長としての選任、ご賛同いただけますでしょうか。

《異議なし》

ご異議がないようですので、田中委員に委員長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

では続きまして、副委員長について、立候補される方はいらっしゃいますでしょうか。特にならなければ、事務局からのご提案ということでよろしいですか。事務局からは三宅委員に副委員長をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

《異議なし》

それではご異議がないようですので、三宅委員に副委員長をお願いしたいと思います。それでは、田中委員長と三宅副委員長から一言ご挨拶をお願いいたします。

委員長 改めまして、田中と申します。今期で5期目になりますので、恐らくこれが最後になると思いますけれども、よろしくお願いいたします。副委員長も三宅さんにお引き受けいただきまして、心強く思っております。円滑に議事進行を進めていきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

副委員長 改めまして、前期に引き続きまして、副委員長を務めさせていただくことになりました三宅と申します。微力でございますけれども、委員長を補佐し、皆様のご協力をいただきながら、審議会の円滑な運営に向けて努力をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。それではここからの議事進行を委員長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員長 了解いたしました。円滑な進行にご協力をお願いしたいと思います。まず、事務局から、会議の成立及び欠席委員の確認、傍聴者、会議の公開・非公開、配布資料について報告をお願いします。

事務局 藤沢市公民館条例施行規則第3条により、審議会の成立要件として委員の過半数以上の出席が必要とされておりますが、委員定数20人に対して、本日の出席委員17人、欠席委員3人でございますので、会議は成立ということでご報告申し上げます。欠席委員に関しましては、青木（美）委員、猪野委員、飯島委員の3名です。傍聴者につきまして、本日傍聴の方はございません。また、本日の会議につきましては、議題（3）の関係審議会等委員の選出については非公開で、その他は公開とさせていただきます。

最後に本日の資料の確認をさせていただきます。事前に郵送でお送りさせていただきました資料1として「公民館運営審議会委員名簿」、資料2として「公民館運営審議会の運営について」、資料3としてホチキス留めの「公民館のしおり」、資料4として「令和5年度藤沢市公民館自己評価表」、資料5として「令和5年度公民館事業計画」になります。そして、本日机上に配布させていただいております資料としては、会議の次第、グループ別の名簿、資料2の修正版、資料6として「社会教育関係事務のあり方について」以上になります。過不足等ございませんでしょうか。確認については以上になります。

委員長 ありがとうございます。それでは次第に沿って進めたいと思います。議題1、公民館運営審議会の運営について事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、公民館運営審議会の運営についてということで、今回初めて委員になられた方もいらっしゃると思いますので、本審議会の運営に関する内容についてご説明いたします。お手元の「資料2 公民館運営審議会の運営について」本日お配りした右上に2023.7.10修正とある方をご欄ください。こちらには、会議の運営につきまして、委員の皆さまにご承知おきいただきたいことを記載させていただきました。上から順に確認をさせていただきます。（1）「審議会の開催条件」といたしまして冒頭申し上げた通り、委員の半数以上の出席がなければの開催等はありません。（2）会議における発言について、発言に際しましては、挙手をしていただいて、委員長からご指名を受けた上で発言いただくようお願いいたします。（3）「会議の公開について」本会議は藤沢市情報公開条例第30条および藤沢市審議会等の会議の公開に関する要綱の規定に従いまして、原則公開となります。ただし、個人情報等を含む案件や公開に適さない案件等につきましては、会議の全部または一部を非公開とすることができます。なお会議開催にあたっては、事前に市のホームページ等で周知させていただいて、傍聴の希望がある場合は、傍聴人が入場する形になっています。

2番目として「議事録と情報公開」について、議事録の作成について定例会の結果を市民に公開するため、全文会議内容を議事録に起こさせていただきます。作成した議事録につきましては、委員にご確認いただいた後、議事録署名人として委員長（不在の場合は副委員

長)の承認を得まして公開をさせていただきます。公開にあたりまして、発言者のお名前は記載させていただく形になります。会議開催結果等の公開について、市のホームページへの掲載および市民相談情報課を通じて会議の結果等は公開をいたします。

続きまして、資料裏面の今後の日程等になります。網掛けさせていただいているのが、本審議会の予定となっております。本日が委嘱と第1回定例会という形で開催させていただいております。次の予定が8月ということで、今回修正させていただいた資料は、この日付を抜かせていただいております。8月に第2回の定例会で10月に第3回の定例会を予定しております。その他、網掛けになっていない部分については県の研修などのスケジュールを、ご参考のため掲載させていただいております。資料の説明については以上になります。

委員長 ご説明ありがとうございました。以上について何かご質問等ございますでしょうか。特に新しく入られた方はおわかりにならないこともあるかと思いますが、ご遠慮なく聞いていただければと思いますが、よろしいですか。

では次の議題に移りたいと思います。議題2本市の公民館の概要について事務局から説明をお願いいたします。

事務局 次の議題ということで、こちら継続委員の方に関しましてはご存知の内容もあるかと思いますが、改めて本市の公民館の概要について、資料3「公民館のしおり」をご覧いただきながら、ご説明させていただければと思います。

では1ページ、公民館とはということで、こちらは社会教育法からの抜粋を記載しております。公民館は社会教育法により日本の教育法体系に位置づけられており、「つどろ・まなぶ・むすぶ」の三つの大きな役割がある施設となっております。

2ページに藤沢市の公民館について記載をさせていただきます。1952年(昭和27年)藤沢公民館開設以来、市内に13ある地区ごとに公民館を設置する地区間並立方式の公民館体制を維持しております。そのほか分館を2館含めまして13公民館と2分館で計15館設置をしております。

13公民館のうち11館につきましては市民センターを併設しております。市民センター長が公民館長を兼務する、併設館という形となっております。本庁に近接する、藤沢・村岡の2地区の公民館につきましては市民センターを併設しない単独館として運営を行っているところになります。

公民館に当たりましては、過去には全公民館に正規職員を配置し、非常勤職員の社会教育指導員・体育指導員という業務がありましたが、平成23年度から25年度までの市民運営時代を経まして、現在は併設館では、主に会計年度任用職員が、単独館では、市の正規職員が中心になって運営に携わっております。いずれにしましても地区ごとに公民館があります

ので、市民に最も身近な社会教育施設として、自主的なサークル活動や公民館が実施する事業に多くの方が参加いただくなど、幅広く生涯学習活動が実践されている状況になっております。

引き続き運営についてですが、3ページのところに公民館運営審議会とあります。これは本審議会のことになります。公民館運営審議会は社会教育法で館長の諮問に応じて公民館事業や公民館の運営について審議するとされています。本市では平成22年度までは各館に設置され、各館で事務を行っておりましたが、市民運営に伴い、全市で一つの公民館運営審議会に移行させていただきました。このことから、本市の公民館運営審議会は全市的な視野で全館に共通する基本的な運営方針の策定や事業実施の調査審議、評価等をしていただいております。続きまして4ページに移りまして、公民館評議員会になります。評議員会につきましては公民館運営審議会が全市一つとなったことに伴いまして、元々各館にあった公民館運営審議会と同様の役割を持たせるという形で審議会として13地区に設置させていただいております。

5ページの図の部分にありますとおり、本市の公民館は公民館長・公民館職員と、公民館運営審議会・評議員会と、生涯学習総務課が互いに連携をして運営をしている状況となっております。

次の6ページ以降、9ページまで、こちらは昨年度中に作成をいたしました令和5年度の公民館事業計画基本方針となっております。令和4年度から計画期間が開始された「生涯学習ふじさわプラン2026」の基本理念である、多様な学びと学びあいから地域の人がつながり藤沢の未来を創造する。こちらを実現するために四つの重点目標、「学びたい思い」の支援、「学べる機会」の提供、「学びあい」の創出、「学んだ成果」を生かしつなげる、こちら四つを掲げております。それに基づく重点事業といたしまして六つの事業、地域の課題に応じた事業を五つ設定している形となっております。

続きまして10ページをお開きいただいて、こちらにつきましては公民館、公民館評議員会、そして公民館運営審議会の1年間の流れをまとめたものになります。右側の列が公民館運営審議会になっており、真ん中に第1回があるかと思えます。こちらが本日ですので、ここでは、活動方針の説明検討、前年度の報告ですとか自己評価票の配付や自己評価票に基づいて次年度以降の公民館事業、公民館の方針について審議検討と書かせていただいております。公民館は図の左側で事業計画という項目があり、その事業計画に基づいて評議員会の方から意見をいただく形で、本日の第1回を迎えております。

そして本審議会では、第2回第3回と基本方針の審議、策定を行いまして、11月初旬に、基本方針を決定させていただいて、公民館はその基本方針に基づいて、評議員会の意見を聞きながら次年度の事業計画を策定していくという流れになっております。

11ページ以降につきましては、公民館施設の概要ですとか、過去の利用状況実績や関係法令等の資料となっておりますので、お時間あるときにご確認いただければと思います。駆け足ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

委員長 ありがとうございました。公民館とは何かが具体的で非常にわかりやすいですね。私自身も、この審議会に参加するまで公民館と市民センターの違いとは何かもよく分からなかったですけれども、このしおりに具体的に役割や実際行っている事項が書かれているため、読んでいただければと思います。

 それでは、次の議題に移りたいと思います。議題の3、令和5年度公民館自己評価票について事務局から説明をお願いいたします。

事務局 議題3、令和5年度公民館自己評価票について、資料4の「令和5年度藤沢市公民館自己評価票」、こちらについてご説明いたします。こちらの公民館自己評価票につきましては、各公民館が前年度に行った事業を振り返りまして、次のステップに進むため課題等を見直す機会として、この評価表を作成することを通しまして、公民館、評議員会、運営審議会、こちらの三つの連携を強め、それぞれの役割を明確化することを、目的としまして平成27年度から作成を行っているものです。作成の方法としましては、まず公民館で事業内容とその評価を自己評価として記入していただいて、その後、その自己評価に対して各館の評議員会が意見を記入する流れになっております。そして今回、皆さんグループにわかれてお座りいただいておりますのは、この評価票および資料5の令和5年度公民館事業計画に基づいて、グループディスカッションを行っていただきいたと考えております。

 皆様には、今後、第2回、第3回と来年度の公民館事業計画基本方針の策定に向けて検討を進めていただく形になりますけれども、本日は各地区の継続の評議員の方は、この評価票の作成に昨年度も携わっていただいているかと思っておりますので、その時にどういった意見があったかご紹介いただき、そのときに課題と感じたこと、もしくはその課題に対してどういった対策のお話があったとか、そういった昨年度に行った作成の経過のお話等をしていただければと思います。その後、グループごとに、話し合いの内容を発表していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上になります。

委員長 ありがとうございます。説明がありましたが、今回、グループ分けにわかれて座っていただいておりますので、話し合いをしていただき、まとめを発表していただきたいと思います。各公民館の評議員の方から自己評価票の説明をいただいて、課題や今後の取り組みについて、まずグループの中で情報の共有をしていただければと思います。そして実際、来年度、公民館全体の共通の方針として、どういった方向性で事業を行っていくのがいいの

かをまとめていただきたいと思います。グループの中で進行役や発表者などを決めて進めていただきたいと思います。話し合いを開始したいと思います、何かご質問、確認しておきたいことはございますか。

鈴木（正）委員 藤沢公民館の鈴木です。グループはすごく親近感が出て良いのですが、他のグループの方々との接点が少なくなってしまうのですが、これは同じメンバーで1年あるいは2年続くのでしょうか。

事務局 今回は大人数ですと、意見が出辛い部分があると考えましたので、まず小グループにわかれて、意見をお出しただければと考えこの形といたしました。この後、第2回、第3回の中で、他の今回別のグループの方の意見等もすり合わせていくというような形を考えております。

委員長 他によろしいでしょうか。グループ討論は、11時10分までといたします。それではどうぞよろしく願いいたします。

《グループ討論》

委員長 時間となりましたので、これからグループで話し合われたことを共有したいと思います。各グループの発表が終わりましたら、ほかのグループの発表への質問や意見を伺いたいと思います。時間も短かったため、明確な結論はなかったと思いますが、ざっくばらんに話し合いの内容を発表していただければと思います。第1グループからお願いいたします。

佐藤委員 私は善行地区ですけれども、善行公民館は大変円滑な良い活動をしていると、総じて感じます。例えば、評議員会で、元気のない事業に対して評議員からアイデアをお話させていただいて、公民館職員の方が、その事業に反映しています。

一つの事例として、公民館長がICT関係を進めていきたいということがありました。これは、実は2年前に公民館運営審議会で話されていたことで、私が評議員会に持ち帰ってお話させていただきました。スマートフォンなどを使った犯罪に高齢者が巻き込まれないように、予防策等を扱った事業を提案したものが、早速実施されています。

今回、グループには、初めての参加者と公募の方もいらしたので、公民館はどのような位置づけなのかを話し合いました。私は、公民館はその地域の寺子屋教育、小さい子から高齢

者に至るまで、皆さんが自分の力をもっと発揮できるように、そういう方向に活動が向けられる場所であると常々思っております。一般公募の方が六会地区の方で、六会は子どもたちの事業が多く、地域性があるのかなと思いました。それから六会地区は、やはり古くからの教育活動が活発な場所ですね。善行は、高齢者の方が非常に頑張っていて、逆に社会人をたくさん募集したいと考えています。ですから土日で活動をしたいと考えております。六会公民館の自己評価票にも「IT教育」に関して記載があり、六会公民館から来られている委員の方が、持ち帰って評議員会で話されているのではと感じました。

来年度に向けての話では、チャットGPTなどの新しいICT技術の危険性について意見が出ました。チャットGPTは、開発者はツールとして開発したと思いますが、利用者は、便利だけでなく楽をする目的で、使う方も低年齢化しています。今、大学生のレポートなどに使われて、教育界で困っているということはニュースでも出ています。あくまでもツールとして補助的なものとして使っていく必要がある。教育というものは、やはり苦労が必要だと思います。字引きも本当は電子的ではなく、辞書を手で開くような少し動作行動が必要です。それが知識に変わっていくはずです。それが先ほどのように、逆に楽をしようというふうになってはいけません。これが新しい時代に沿ったものとして、来年度の目標の一つにさせていただけたら幸いです。

委員長 ありがとうございます。続いて第2グループお願いできますか。

了戒委員 第2グループでは、片瀬・御所見・湘南大庭地区の公民館を代表する委員と、駒寄小学校の校長先生、それから副委員長の三宅さんということで、活発な討論をいたしました。ポイントとしては佐藤委員からお話があったものと重なってきます。出てきた議論としては、コロナ禍で非常に大切であった事業ができなかったこと、コロナ対策のご苦労のお話だとか、サークル連絡会を抜けるサークルが増えており、連絡会の魅力を高めるにはどうしたらいいのかと議論いたしました。色々な方法があるわけですが、やはりそのサークル連絡会の価値を高めることが当然重要なわけであって、公民館まつりで何らかの事業を行うとか、公民館関連の催しにおいてサークル連絡会のサークルにはメリットをつけるとか、そういったことも考えられます。実際に行っていることとしては、御所見ですと、映像を撮影してそれを活用して横の連携を図っているとお話がありました。

それから湘南大庭公民館については、自己評価票に分かりやすくまとめている通り、地域の資源を生かすとか、ピンポイントの事業も行うとか、デジタルデバイスに対応するとか、特別なこともありませんが行っております。片瀬地区は海、湘南大庭地区は山・丘、御所見地区では少年の森など地域的な特性、それから歴史的な遺産みたいなものがあるので、そういったものをお互いに利用していく。すなわちそれぞれの公民館で活動して色々な形で交流を

図っておりますけども、さらに公民館同士の交流を少し考えていったらどうかと話が進みました。

それから、三つの公民館の事業を見ても少子高齢化の幼児や子どもに対する事業は非常に多いのですが、いわゆる高齢者、特に超高齢者に対するものも必要ではと考えました。湘南大庭地区では、実りの会という非常に人気のある高齢者学級がありますけども、これは、「65歳以上の方」を応募条件としており、どうしても若い65歳ぐらいの人が多く活動しております、一番の課題である70代あるいは75歳以上の超高齢者に対する目配り、企画というのを今後、考えていかなければいけないと思います。以上、報告とさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。続いて第3グループですね。

鈴木（正）委員 第3グループの発表をします。最初に私の個人的な感想ですが、ここに来てグループ討議・発表というような活動をするとは思いませんでした。少しハードルが高いかなど思っていたのですけれども、初めてご参加いただいた方も含め、段々とうまく話し合いが進めていければいいかなと思っています。今回のグループ活動もとても良かったなと思っています。

六会、藤沢と辻堂の公民館の実情と、今後について話し合いました。やはり公民館の立地を活かした企画、若い人や働き盛りの人が参加できる事業の企画ということで、時間と曜日の選定が大切ではないかなと思います。前回、片瀬の落合委員から、藤沢は夜の事業とか土日事業が多いので、職員はどのように関わっているのかと聞かれました。その後、関係する職員の方に聞きましたら、夜遅くまでの事業であれば、午後から出勤するという時間差出勤と、土日に実施する場合には、振替休日に対応していますということでした。公民館の職員も夜や土日の事業にもすべて関わっているということをお伝えします。

それから、コミュニティールームなどの子どもたちをはじめ、誰もが来やすい・遊びやすいというテーマも必要ではと話しました。気軽に集まりやすい場所というのが必要ではないかと。また、六会から出ましたけども、地域の特性を生かした伝統的な工芸ということで、しめ縄作りをやっているのだそうです。ぜひ我々も参加して体験してみたいなと思いました。ただ、指導者が高齢化でだんだん少なくなっているということです。若者が伝統を受け継いで、また新しい世代に教えていくという機会を、公民館という場所を使って作ってもよいのではと思います。

地域にある資源を活用というのは、結果的に開かれた公民館というのが必要で、要するに若者を巻き込み、地域社会の人たちの協力ご理解をいただくということもこれからの公民館の大切な役割ではないかなということをお話し合いました。

委員長 ありがとうございます。では、最後になりますけれども、第4グループ発表お願いいたします。

有賀委員 4グループは長後と湘南台公民館の評議員がおりましたので、二館の公民館の様子を話しました。まず長後ですが、昨年度は63件、今年度も50件を超えるということで、事業数がとても多いです。これはベテランの職員が多く、事業実施をしていることもあるかと思えます。それでも負担が大きくなるように、今後の推移を見ていきたいなという気持ちでいます。事業数が多くかつ、参加人数も多いので、全く外れの事業をしているわけではないのだと思っています。それで職員がとても仲良しで、楽しそうに事業を実施していますので、事業数が多いのは少し気がかりではありますが、見守っていければと思っています。

今年度は新しい事業として、子ども向けの宿泊事業を計画しています。コロナ禍により事業がだいぶ変わっておりますけれども、コロナ前に戻るわけではなく、一生懸命に頑張った3年間を無駄にしないような、コロナ後だからこそその事業を考えていってほしいと思っています。コロナ禍で自由が利かない中でリモート参加など、様々得た知識や経験を活かして空白の3年間にしないように事業を展開してほしいと話をさせていただきました。また、電子申請が一般的になっていますが、情報弱者、高齢者もいらっしゃいますので、電話受付と一緒に少しずつ電子申請に移行するような形で丁寧に対応してほしいと思っています。

次に湘南台公民館ですが、職員の方が様々な企画をして、特に夏休み事業が人気がある事業だそうです。職員間のコミュニケーションをととても丁寧に図られているので、子どもたちにも大変人気で良い事業になっていると伺いました。また、湘南台公民館は併設されているシアターがありますけれども、この活用に知恵を絞っていらっしゃるそうです。公民館まつりに向けて、各サークルがとても熱心に活動されていると話が出ました。特に湘南台は、盛大な公民館まつりになっているということなので、本番がとても楽しみですとお話を伺いました。

またコロナ禍から現在も続いているそうですけれども、ピアノのある部屋の予約がなかなかできず、コーラスサークルの練習場所に困っていると意見が出ました。他館はどのようにされているか質問も出ています。特にまとまりもないですが、とても楽しくグループでお話し合いができました。以上です。

委員長 ありがとうございました。それではご意見・まとめが出ましたけれども他のグループへのご質問とか、ある方いらっしゃいますか。

有賀委員 今、お話をさせていただいたのですが、各館でピアノのある部屋の予約について、何かお知恵がありましたら、教えていただけますでしょうか。

日下部委員 コーラスのグループで活動するには、ピアノが必要です。今まで湘南台は、防音室になっている文化室にピアノがあるのですが、地下で窓がなく換気できないため、コロナ禍3年使うことが出来ませんでした。現在も休止中で、何とか早く活用させてほしいと思っています。その他に、ホールにグランドピアノが置いてあるのですが、ホールは90人収容で、すごく利用者が多くなかなか部屋を取ることができません。そのため、他の公民館の同じようなサークル活動では、どのようにお部屋を使われているのかなと思い、伺いました。

委員長 鶴沼公民館は、学習室1と文化室にそれぞれピアノがあります。私もサークル活動で学習室1を使いますが、大体取れています。ですから、そこまで予約が埋まっているということではなく、問題はないと思います。湘南台は倍率が高いのでしょうか。

日下部委員 ホールは90人収容ですので、運動や大勢の方が活動される場として使うことが多いのですから。なかなか希望の日が取れないのです。他の公民館でも音楽室にはピアノが置いてあると思うのですが、今利用されているのでしょうか。

青木委員 私もコーラスやっていますが、毎週全部練習土曜日入っているのです。ホールのピアノがあるところが取れない場合は、会議室ですがピアノが置いてある部屋がありまして、また、もう一つ、体育館の方の棟の会議室も音を出していいので、三つ3ヶ所で工夫して取っています。

湘南台委員 ありがとうございます。文化室を早く開けてほしいと思っているのですが、部屋の清掃や予算の課題があるのか、公民館の方の話だと、すぐには難しいとのことでした。他地区のことを参考にしたいと思い、伺いました。ありがとうございます。

委員長 確かに、音楽サークルも多いですから、そういったご苦労もあるかなと思います。それでは、今日は第1回目とていうことで、明確な基本方針への提言はなかったかもしれませんが、本日出たご意見を参考にして、基本方針参考にしていただければと思います。事務局から何かございますか。

事務局 グループ討議ありがとうございました。今後、基本方針定めていく中で、本日の意見等もまとめさせていただければと思います。

委員長 はいそれでは議題3についてはこれにて終了といたします。それでは、議題4、関係審議会委員の選出について事務局からお願いいたします。

****非公開議題****

委員長 それでは議題5、社会教育関係事務のあり方について事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、資料6となります。1枚の表裏になってございます。

「社会教育関係事務のあり方について」、括弧書きで「公民館に関する事務についての検討事項」等でございます。まず表面の方でございます検討経過でございます。本年2月10日に開催された、市長と教育委員会が教育行政について協議調整を行う場である総合教育会議において市長から「社会教育関係事務のあり方」について市長部局への条例移管、市長部局で設置する施設という形、そういった移管を前提とした提案の方がございました。

社会教育委員のあり方については、中央教育審議会答申においても、今後の地域における社会教育のあり方、また今後の社会教育施設のあり方、こういったものが示されまして、本市としても、多様化し、複雑化する課題と社会の変化に対応した社会教育を基盤とした具体的な方策を進めていく必要がございます。

このような現状と課題を踏まえ、3月17日に開催された教育委員会定例会において市長部局への条例移管を前提とした社会教育関係事務のあり方について、社会教育施設のあり方も含めて幅広く検討することについて教育長から社会教育委員会議長に対して諮問がございました。

社会教育委員会議では来年6月の、教育委員会への答申に向けまして協議を行っているところでございます。

それでは次に裏面に移りまして、公民館に関する事務について、こちら具体的な検討事項を記載させていただいております。

まず条例により移管を可能とする全ての社会教育関係事務について、移管に向けた協議を行うに当たりまして、多様な主体との連携を進めるとともに、他部局との連携、また個別課題の解決を効率的な事務の執行により図るための、公民館に関する事務における検討事項をまとめたというものでございます。

まず、(1)でございます。社会教育法第22条において、公民館の事業として規定する事務、具体的に申し上げますと、定期講座、講習会、体育・レクリエーション等の開催、また各種団体等の連絡といった事務を、市長が所管する新たな市民センター公民館の執行体制の施設の職員が執行するというもの。

次に（２）として、新たな執行体制の施設について必要な条例改正を行いまして、単独館を含め公民館の事業を新たな執行体制の施設で実施することを位置づけ、従来の公民館事業を引き続き実施していくことを担保するというものです。

わかりやすく言うと、これまでの公民館ではなく、市長部局の施設としての新しい施設の中で、公民館事業の方をさらに課題解決をするためにいろいろなところ、市長部局との連携などを行いまして、さらに発展的な形で行っていくというものでございます。

次に（３）でございます。公民館業務と地域業務を名実ともに一体的に取り組むために、新たな執行体制の施設に、社会教育士の称号を有する職員を積極的に配置し、新たな執行体制の施設の職員は、地域市民団体の育成および援助等の事務と、社会教育団体活動の支援等の事務の双方を担当し、地域を活性化するための人や団体を繋ぐコーディネート機能をさらに充実させるというものでございます。

地域づくり担当は、市長部局の事務である地域業務、そして教育委員会の権限に属する事務である公民館業務、現在の地域づくり担当で二つを担っておりますが、実情といたしましては、地域業務を行う職員と公民館業務を担う職員に業務が二つにわかれてしまっているという、そのような状況がございます。

この解消を図り、生涯学習ふじさわプランに２０２６における、多様な学びと学びあいから地域の人がつながり藤沢の未来を創造するという、この基本理念を実現していくためには、これまでの公民館での「学び」、そして地域団体の方の業務として行っている「地域づくり」、これを一体として取り組むことによって、この理念を実現していきたいというものでございます。

続いて（４）として社会教育士の称号取得と職員の配置を積極的に行い、称号取得者が、地域のコーディネーター、ファシリテーターとして、地域団体業務、生涯学習事業、そしてコミュニティスクール等において力を発揮できるよう、執行体制の構築を目指すというものでございます。

これまでも地域団体との共催による生涯学習事業の実施など、そのような連携は行われているところでございますが、名実ともに一体的に取り組むことによって、地域市民団体の方々と、そして社会教育団体の方々の双方と職員が顔と顔の見える関係が構築され、そしてそれぞれの地域が直面する課題に応じた生涯学習事業に活かしていく、そういった展開をすること、また学びの成果としての地域活動に繋げていくために、コーディネート機能の更なる充実と地域の力を発揮できるための執行体制の構築を目指すというものです。

この社会教育士ですけれども、そのような地域のコーディネーター、ファシリテーターとしての力を発揮するためということで研修等を受けていらっしゃる方がさらに力を発揮していく。こういった体制を進めていくということでございます。

続いて（５）として、学びを生かした「ひとづくり」・学びあいによる「つながりづくり」・学習成果を地域社会で生かす「地域づくり」。こちらを市長が所管する行政分野との一体的な取り組みによる柔軟な事業実施により、更なる充実および推進を図るというものでございます。

市長部局への移管を通じて市長が所管する他部局との一体的な取り組みや、市長が所管する行政分野における多様な主体との連携など、柔軟な事業実施をしていくというものです。

先ほどの意見交換のご発表の中でも、いろいろなところと連携をしながら地域づくり、そういう活動の推進をしていく必要性であるとか、公民館の方に人がさらに集うためには働いている世代であるとか、若者、お子さんとかそういった方に、柔軟にいろいろやりながら居場所としていく必要があるのではないかと。そのようなご意見の方もいただいているところでございますけれども、そのような連携や柔軟な事業実施をしていきたいというものでございます。

次に（６）の貸室の運営については、従来の社会教育団体利用による活動を担保した上で、柔軟な施設利用により、新たな活動が生まれる場となるよう、本市における他の公共施設の利用ルールとの統一と緩和を図るというものでございます。

まず、先ほどサークル連絡会の方で脱退していく団体さんも多いとか、サークルさんの方の活動として課題の話、そしてまたお部屋の方はなかなか予約が取れないというお話もございました。

まず、これまでの活動についてはこれまで通り、予約とか施設利用ができるように担保した上で、空いている部屋であるとか、あと時間帯によってはあまり有効活用されていない時間帯というところも認識しているところがございますので、そういったところをこれまでの団体利用だけでなく、例えば個人利用とかですね、柔軟な利用をすることによって人が集いやすくなる。そして人が集まり、地域の活性の方にも繋がっていく。そういったところを目指していきたいというものでございます。

次に、３にございます社会教育に関する事務についてでございます。

社会教育に関する事務は教育委員会が管理執行し、社会教育委員は社会教育に関する計画立案等の職務を行い、教育委員会に助言することとなっております。社会教育委員の職務を果たし、本市の生涯学習の理念をもとに、社会教育法第２２条における公民館事業の実施や、生涯学習大学等における生涯学習講座が実施されるよう、社会教育委員会議に関する事務は教育委員会の権限に属する事務として、引き続き市長部局の職員の方が補助執行、つまり、実際には市長部局の職員が行いますが、権限としては教育委員会のみで行うというものです。

こちらの柔軟な形の中で事業を行い、様々な公民館としての施設のあり方についても個人利用とか広がる形でございますが、これまで行っていた公民館事業とかサークル活動が引き

続き理念を持った形の中で行えるよう、社会教育委員の責務という中から担保していくというものでございます。

以上、社会教育関係事務のあり方について（公民館に関する事務についての検討事項）についての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 はい、ありがとうございました。本来であれば、ご質問をお受けするところですが、今日は時間がないことと、私自身もじっくり読まないと理解できないところもありますので、次回以降にご質問等あれば、いずれにしても、今後、公民館を利用する立場の方にとっても有益なことではないかと感じておりますので、よろしくお願いいたします。

最後になりますけれども、事務局から次回の会議日程などございますでしょうか。

事務局 それでは、次回の会議の日程になります。8月の22日の火曜日10時からを予定しております。前段でお送りさせていただいた資料の中では、8月30日という形で記載させていただいたのですが、訂正いただきまして、8月22日の火曜日10時からということです。場所は、こちらの会議室で予定をしておりますのでよろしくお願いいたします。また、正式な通知ですとか資料につきましては、後日改めてお送りさせていただきます。メールでの送付が可能な方につきましては、本日ご提出いただいた書類のメールアドレスにお送りさせていただいて、メールがない方につきましては、郵送という形でご対応させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

委員長 はい、ありがとうございました。それでは以上で公民館運営審議会第1回を終了したいと思います。

本当に猛暑が続いていますので、公民館でのサークル活動に熱中するのは良いですが、熱中症には気をつけて、活動していただければと思います。

それでは長時間お疲れ様でした。

***** 午前12時00分 閉会 *****